

無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について

令和8年1月

平成27年から令和6年までの過去10年間における無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況は、以下のとおりです。

1 無期刑の執行状況

(1) 無期刑受刑者数の推移等

表1-1 無期刑受刑者の推移(平成27年～令和6年)

	年末在所 無期刑受 刑者数 (人)	無期刑 新受刑者数 (人)	無期刑 仮釈放者数 (人)	無期刑 新仮釈放者数※ …① (人)	①の 平均受刑 在所期間※	死亡した 無期刑 受刑者数 (人)
平成27年	1,835	25	11	9	31年 6月	22
平成28年	1,815	14	9	7	31年 9月	27
平成29年	1,795	18	11	8	33年 2月	30
平成30年	1,789	25	10	7	31年 6月	24
令和元年	1,765	16	17	16	36年	21
令和2年	1,744	19	14	8	37年 6月	29
令和3年	1,725	18	9	7	32年 10月	29
令和4年	1,688	10	6	5	45年 3月	41
令和5年	1,669	14	8	4	37年 4月	30
令和6年	1,650	11	1	1	38年 1月	32
合計	-	170	96	72	-	285

【備考】

- 無期刑新仮釈放者とは、無期刑仮釈放者のうち、「仮釈放取消し後、再度仮釈放を許された者」を除いたものである。
- 平均受刑在所期間について、仮釈放となった無期刑受刑者のうち、無期刑の仮釈放を取り消された後、再度仮釈放を許された者においては、当初の仮釈放の時点で10年の最低服役期間が既に経過しており、無期刑新仮釈放者の場合と単純に比較することができないため、算定対象から外している。

表1-1のとおり、無期刑により新たに刑事施設に収容された者（無期刑新受刑者）は、令和6年は11人となっています。

令和6年末時点で刑事施設に在所中の無期刑受刑者（年末在所無期刑受刑者）は、1,650人となっています。

平成27年から令和6年までの間に仮釈放された無期刑受刑者は、令和元年が最も多く17人、令和6年の1人が最も少くなっています。平成27年から令和6年までの間の無期刑仮釈放者数は、延べ96人でした。

また、この10年間に刑事施設内で死亡した無期刑受刑者の数は、合計285人でした。

（2）無期刑受刑者の在所期間

表1-2 無期刑受刑者・在所期間（令和6年末）

令和6年末在所期間(年)	受刑者数(人)	比率(%) ¹	平均年齢(歳)
10年未満	180	10.9%	49.4
10年以上	10-20	614	57.3
	20-30	535	63.3
	30-40	224	71.8
	40-50	85	75.0
	50以上	12	79.3
10年以上小計	1,470	89.1%	62.9
総計	1,650	100.0%	61.4

表1-2のとおり、令和6年末時点で刑事施設に収容されている無期刑受刑者1,650人のうち、在所期間10年未満の者は180人（10.9%、平均年齢49.4歳）、10年以上の者は1,470人（89.1%、同62.9歳）であり、後者の中には、在所期間40年以上50年未満の者が85人（5.2%、同75.0歳）、50年以上の者が12人（0.7%、同79.3歳）いるなど、収容が長期に及ぶ者も一定数見られます。

¹ 比率については、小数第2位を四捨五入して表記した。したがって、総計の比率は、100.0であるものの、各項目の比率の和が100.0になっていない場合がある。本表以降も同じ。

(3) 無期刑受刑者の年齢

表1－3 無期刑受刑者の年齢構成(令和6年末)

令和6年末年齢	受刑者数(人)	比率(%)
10歳代	0	0.0%
20歳代	17	1.0%
30歳代	71	4.3%
40歳代	257	15.6%
50歳代	405	24.5%
60歳代	369	22.4%
70歳代	379	23.0%
80歳代以上	152	9.2%
総計	1,650	100.0%

表1－3のとおり、令和6年末時点における無期刑受刑者の年齢別在所者数は、50歳代の受刑者が最も多くなっています。また、70歳代の受刑者が379人(23.0%)、80歳代以上の受刑者が152人(9.2%)いるなど、高齢者も相当数見られます。

2 無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況

以下の表は、平成27年1月から令和6年12月までの間に地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）による仮釈放の許否の判断がなされた412件について、無期刑受刑者の仮釈放審理に関する記録に基づき、調査を行い²、その結果をまとめたものです。

このうち、表2-1は、調査対象となった上記412件について、個別事件の審理概要を³、表2-2以下は、無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況につき、様々な視点から、その審理・判断の状況をそれぞれまとめたものです。

(1) 仮釈放審理の件数の推移等

表2-1 無期刑受刑者に係る仮釈放審理状況（平成27年～令和6年）

	判断年	判断結果	判断時年齢	判断時 在所期間	主な罪名	被害者数	うち 死亡者数
1	平成27年	許可しない	60歳代	31年5月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	2人 1人
2	平成27年	許可しない	50歳代	30年4月	強盗致死傷		1人 1人
3	平成27年	許可	70歳代	30年10月	強盗致死傷		1人 1人
4	平成27年	許可	80歳代	29年11月	強盗致死傷	その他	5人以上 1人
5	平成27年	許可しない	60歳代	30年9月	強盗致死傷		1人 1人
6	平成27年	許可	70歳代	31年7月	強盗致死傷	その他	3人 1人
7	平成27年	許可しない	60歳代	31年1月	殺人	強姦・同致死傷	3人 2人
8	平成27年	許可	50歳代	33年9月	殺人	放火	5人以上 1人
9	平成27年	許可しない	70歳代	30年9月	強盗致死傷		1人 1人
10	平成27年	許可しない	70歳代	30年8月	殺人	その他	5人以上 3人以上
11	平成27年	許可	50歳代	33年0月	強盗強姦・同致死		1人 1人
12	平成27年	許可	50歳代	30年6月	強盗致死傷	その他	4人 1人
13	平成27年	許可しない	60歳代	30年7月	強盗致死傷	その他	2人 1人
14	平成27年	許可しない	70歳代	30年6月	殺人	放火	4人 2人
15	平成27年	許可しない	60歳代	31年3月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	2人 1人
16	平成27年	許可	60歳代	30年7月	殺人		1人 1人

² 無期刑受刑者に係る仮釈放審理の状況に関する調査においても、注1同様、無期刑の仮釈放を取り消された後、再度仮釈放審理がなされた者については、仮釈放歴がない者と単純に比較することができないため、調査対象から外した。

³ 表2-1においては、個別事件に関し、審理対象者の氏名、年齢等の個人識別情報を記載した場合はもちろん、犯罪事実の概要や審理における考慮内容等の詳細な情報を記載した場合も、当該審理対象者である無期刑受刑者又は仮釈放者をある程度特定することが可能となり、その結果、刑の執行や保護観察の実施等に支障を生ずるおそれがあることから、詳細な情報の記載を省略した。

17	平成 27 年	許可	80 歳代	30 年 6 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
18	平成 27 年	許可	50 歳代	30 年 9 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
19	平成 27 年	許可	50 歳代	30 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
20	平成 27 年	許可	60 歳代	31 年 0 月	殺人	その他	3 人	2 人
21	平成 27 年	許可しない	70 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
22	平成 27 年	許可しない	70 歳代	30 年 8 月	殺人	強姦・同致死傷	2 人	1 人
23	平成 27 年	許可しない	70 歳代	31 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
24	平成 27 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	殺人		2 人	2 人
25	平成 27 年	許可しない	70 歳代	39 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
26	平成 27 年	許可しない	60 歳代	42 年 3 月	殺人	その他	5 人以上	1 人
27	平成 27 年	許可しない	70 歳代	40 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
28	平成 27 年	許可しない	60 歳代	30 年 9 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
29	平成 27 年	許可しない	80 歳代	32 年 5 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
30	平成 27 年	許可しない	70 歳代	31 年 3 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	2 人
31	平成 27 年	許可しない	70 歳代	30 年 11 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
32	平成 28 年	許可	60 歳代	33 年 7 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
33	平成 28 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	2 人	1 人
34	平成 28 年	許可	70 歳代	30 年 1 月	殺人		1 人	1 人
35	平成 28 年	許可	60 歳代	30 年 11 月	殺人	放火	4 人	2 人
36	平成 28 年	許可	80 歳代	31 年 8 月	殺人		2 人	1 人
37	平成 28 年	許可しない	50 歳代	31 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
38	平成 28 年	許可しない	50 歳代	30 年 6 月	強盗強姦・同致死	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人
39	平成 28 年	許可しない	70 歳代	30 年 8 月	殺人	その他	2 人	1 人
40	平成 28 年	許可しない	50 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷	放火	5 人以上	1 人
41	平成 28 年	許可しない	50 歳代	31 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
42	平成 28 年	許可しない	50 歳代	30 年 11 月	殺人	放火	4 人	2 人
43	平成 28 年	許可しない	80 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
44	平成 28 年	許可しない	60 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
45	平成 28 年	許可	60 歳代	36 年 6 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	2 人	1 人
46	平成 28 年	許可	60 歳代	30 年 5 月	殺人		1 人	1 人
47	平成 28 年	許可しない	50 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷		1 人	1 人
48	平成 28 年	許可しない	50 歳代	31 年 4 月	殺人	放火	4 人	3 人以上
49	平成 28 年	許可しない	60 歳代	37 年 7 月	強盗致死傷	その他	4 人	2 人

50	平成 28 年	許可しない	60 歳代	37 年 7 月	強盗致死傷	放火	5 人以上	2 人
51	平成 28 年	許可しない	80 歳代	35 年 7 月	強盗致死傷	その他	2 人	2 人
52	平成 28 年	許可しない	60 歳代	41 年 11 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	2 人
53	平成 28 年	許可しない	60 歳代	32 年 0 月	強盗致死傷	殺人	5 人以上	1 人
54	平成 28 年	許可しない	80 歳代	31 年 10 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
55	平成 28 年	許可しない	70 歳代	32 年 0 月	殺人	その他	3 人	2 人
56	平成 28 年	許可しない	70 歳代	32 年 0 月	殺人	放火	3 人	1 人
57	平成 28 年	許可しない	60 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
58	平成 28 年	許可しない	70 歳代	30 年 5 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	5 人以上	2 人
59	平成 29 年	許可しない	80 歳代	30 年 7 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
60	平成 29 年	許可	70 歳代	38 年 2 月	殺人	その他	2 人	2 人
61	平成 29 年	許可しない	70 歳代	33 年 9 月	殺人	その他	2 人	1 人
62	平成 29 年	許可しない	70 歳代	30 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
63	平成 29 年	許可	60 歳代	30 年 6 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
64	平成 29 年	許可	80 歳代	32 年 6 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
65	平成 29 年	許可しない	50 歳代	31 年 0 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
66	平成 29 年	許可しない	80 歳代	31 年 0 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
67	平成 29 年	許可	50 歳代	31 年 1 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
68	平成 29 年	許可	50 歳代	30 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
69	平成 29 年	許可	60 歳代	30 年 2 月	殺人	強姦・同致死傷	4 人	3 人以上
70	平成 29 年	許可	60 歳代	30 年 1 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
71	平成 29 年	許可しない	70 歳代	30 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
72	平成 29 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
73	平成 29 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	3 人	1 人
74	平成 29 年	許可しない	70 歳代	31 年 6 月	殺人	その他	1 人	1 人
75	平成 29 年	許可しない	70 歳代	35 年 0 月	殺人	その他	4 人	2 人
76	平成 29 年	許可しない	60 歳代	42 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
77	平成 29 年	許可しない	60 歳代	32 年 3 月	殺人	その他	2 人	2 人
78	平成 29 年	許可	80 歳代	32 年 5 月	殺人	放火	4 人	3 人以上
79	平成 29 年	許可しない	70 歳代	32 年 4 月	強盗致死傷	殺人	5 人以上	2 人
80	平成 29 年	許可しない	60 歳代	32 年 5 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
81	平成 29 年	許可しない	60 歳代	32 年 5 月	殺人	放火	3 人	3 人以上
82	平成 29 年	許可しない	50 歳代	32 年 0 月	殺人	放火	4 人	3 人以上
83	平成 29 年	許可しない	60 歳代	32 年 0 月	強盗致死傷	その他	2 人	2 人

84	平成 29 年	許可しない	70 歳代	32 年 2 月	殺人	その他	5 人以上	1 人
85	平成 29 年	許可しない	60 歳代	36 年 3 月	強盗致死傷		1 人	1 人
86	平成 29 年	許可	60 歳代	36 年 5 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
87	平成 29 年	許可しない	70 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	3 人以上
88	平成 29 年	許可しない	50 歳代	31 年 2 月	殺人	強姦・同致死傷	3 人	2 人
89	平成 29 年	許可しない	70 歳代	31 年 3 月	殺人	その他	2 人	2 人
90	平成 29 年	許可しない	70 歳代	31 年 8 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	2 人
91	平成 29 年	許可しない	60 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
92	平成 29 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
93	平成 29 年	許可しない	60 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
94	平成 29 年	許可しない	50 歳代	30 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
95	平成 29 年	許可しない	70 歳代	31 年 8 月	殺人	放火	5 人以上	3 人以上
96	平成 29 年	許可しない	80 歳代	31 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
97	平成 29 年	許可しない	70 歳代	31 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
98	平成 29 年	許可しない	60 歳代	31 年 0 月	殺人	その他	3 人	2 人
99	平成 30 年	許可しない	50 歳代	30 年 10 月	強盗致死傷	放火	3 人	1 人
100	平成 30 年	許可しない	70 歳代	30 年 9 月	殺人	その他	3 人	3 人以上
101	平成 30 年	許可しない	70 歳代	31 年 2 月	放火	強姦・同致死傷	1 人	1 人
102	平成 30 年	許可	60 歳代	30 年 3 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
103	平成 30 年	許可	50 歳代	31 年 11 月	殺人		1 人	1 人
104	平成 30 年	許可しない	50 歳代	31 年 0 月	殺人		1 人	1 人
105	平成 30 年	許可しない	70 歳代	31 年 4 月	殺人	その他	5 人以上	1 人
106	平成 30 年	許可しない	60 歳代	30 年 9 月	殺人		1 人	1 人
107	平成 30 年	許可しない	60 歳代	30 年 8 月	殺人	その他	3 人	3 人以上
108	平成 30 年	許可しない	70 歳代	30 年 5 月	殺人		2 人	2 人
109	平成 30 年	許可	60 歳代	31 年 7 月	殺人	その他	3 人	1 人
110	平成 30 年	許可しない	70 歳代	30 年 8 月	殺人	その他	2 人	1 人
111	平成 30 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	殺人	その他	1 人	1 人
112	平成 30 年	許可しない	50 歳代	30 年 9 月	殺人	放火	5 人以上	3 人以上
113	平成 30 年	許可しない	60 歳代	30 年 8 月	殺人		1 人	1 人
114	平成 30 年	許可しない	50 歳代	33 年 3 月	殺人	その他	5 人以上	1 人
115	平成 30 年	許可	60 歳代	32 年 4 月	殺人	放火	2 人	2 人
116	平成 30 年	許可	60 歳代	30 年 5 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
117	平成 30 年	許可	70 歳代	30 年 1 月	殺人		1 人	1 人

118	平成 30 年	許可	50 歳代	30 年 1 月	殺人	その他	4 人	1 人
119	平成 30 年	許可しない	80 歳代	30 年 10 月	殺人	その他	3 人	3 人以上
120	平成 30 年	許可しない	70 歳代	31 年 3 月	強盗致死傷		1 人	1 人
121	平成 30 年	許可	60 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
122	平成 30 年	許可しない	70 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
123	平成 30 年	許可しない	80 歳代	28 年 10 月	強盗致死傷	殺人	5 人以上	1 人
124	平成 30 年	許可	50 歳代	32 年 0 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
125	平成 30 年	許可	50 歳代	32 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
126	平成 30 年	許可	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
127	平成 30 年	許可しない	80 歳代	42 年 10 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
128	平成 30 年	許可しない	60 歳代	39 年 0 月	強姦・同致死傷	その他	2 人	1 人
129	平成 30 年	許可しない	50 歳代	31 年 8 月	強盗致死傷		1 人	1 人
130	平成 30 年	許可しない	60 歳代	31 年 7 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	5 人以上	1 人
131	平成 30 年	許可しない	50 歳代	32 年 5 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
132	平成 30 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
133	平成 30 年	許可しない	80 歳代	31 年 9 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
134	平成 30 年	許可しない	70 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
135	平成 30 年	許可しない	60 歳代	32 年 7 月	強盗致死傷	殺人	3 人	2 人
136	平成 30 年	許可しない	60 歳代	31 年 3 月	殺人		1 人	1 人
137	平成 30 年	許可しない	70 歳代	31 年 5 月	強盗致死傷		1 人	1 人
138	平成 30 年	許可しない	50 歳代	31 年 0 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
139	令和元年	許可しない	70 歳代	34 年 10 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
140	令和元年	許可しない	70 歳代	31 年 1 月	殺人	放火	5 人以上	1 人
141	令和元年	許可	60 歳代	30 年 7 月	強盗致死傷		1 人	1 人
142	令和元年	許可しない	70 歳代	34 年 10 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
143	令和元年	許可しない	80 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
144	令和元年	許可しない	60 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
145	令和元年	許可しない	70 歳代	30 年 7 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
146	令和元年	許可しない	50 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
147	令和元年	許可しない	50 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
148	令和元年	許可しない	70 歳代	31 年 0 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
149	令和元年	許可しない	60 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
150	令和元年	許可しない	50 歳代	30 年 2 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
151	令和元年	許可しない	60 歳代	35 年 9 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	2 人	1 人

152	令和元年	許可しない	60歳代	31年3月	殺人	その他	5人以上	1人
153	令和元年	許可	60歳代	35年4月	強盗致死傷		1人	1人
154	令和元年	許可しない	50歳代	30年2月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	5人以上	1人
155	令和元年	許可	70歳代	32年5月	強盗致死傷		1人	1人
156	令和元年	許可しない	70歳代	31年7月	殺人	放火	5人以上	3人以上
157	令和元年	許可しない	50歳代	34年6月	強盗致死傷		1人	1人
158	令和元年	許可	70歳代	35年1月	強盗致死傷	殺人	5人以上	1人
159	令和元年	許可	50歳代	31年4月	強盗致死傷	その他	3人	1人
160	令和元年	許可	50歳代	31年3月	強盗致死傷	その他	3人	1人
161	令和元年	許可	70歳代	31年4月	強盗致死傷		1人	1人
162	令和元年	許可	80歳代	38年6月	強盗致死傷	その他	2人	1人
163	令和元年	許可	60歳代	37年2月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
164	令和元年	許可	80歳代	31年3月	強盗致死傷		1人	1人
165	令和元年	許可	80歳代	31年5月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
166	令和元年	許可	50歳代	31年4月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
167	令和元年	許可	70歳代	31年6月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
168	令和元年	許可しない	70歳代	32年10月	強盗致死傷	その他	1人	1人
169	令和元年	許可しない	50歳代	31年3月	強盗致死傷		1人	1人
170	令和元年	許可しない	60歳代	40年11月	殺人	強姦・同致死傷	3人	2人
171	令和元年	許可しない	50歳代	37年4月	強盗致死傷		1人	1人
172	令和元年	許可しない	70歳代	33年9月	強盗致死傷	その他	1人	1人
173	令和元年	許可しない	70歳代	32年6月	強盗致死傷	その他	2人	1人
174	令和元年	許可しない	70歳代	31年4月	殺人	その他	3人	2人
175	令和元年	許可しない	60歳代	31年5月	強盗致死傷	その他	2人	1人
176	令和元年	許可しない	50歳代	31年6月	強盗致死傷		1人	1人
177	令和元年	許可しない	60歳代	31年5月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
178	令和元年	許可しない	60歳代	31年7月	放火	その他	5人以上	3人以上
179	令和元年	許可しない	60歳代	31年9月	殺人	その他	5人以上	2人
180	令和元年	許可しない	70歳代	31年11月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
181	令和元年	許可しない	60歳代	32年6月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
182	令和元年	許可しない	70歳代	30年6月	殺人	その他	3人	3人以上
183	令和元年	許可	80歳代	56年1月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
184	令和元年	許可	80歳代	61年0月	強盗致死傷		1人	1人
185	令和元年	許可しない	80歳代	30年11月	強盗致死傷	その他	1人	1人

186	令和 2 年	許可しない	70 歳代	30 年 7 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
187	令和 2 年	許可	70 歳代	50 年 6 月	殺人	その他	4 人	1 人
188	令和 2 年	許可しない	70 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
189	令和 2 年	許可しない	70 歳代	30 年 11 月	殺人	強盗強姦・同致死	4 人	1 人
190	令和 2 年	許可しない	80 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷		1 人	1 人
191	令和 2 年	許可	60 歳代	35 年 3 月	強盗致死傷	放火	5 人以上	1 人
192	令和 2 年	許可しない	60 歳代	31 年 0 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
193	令和 2 年	許可しない	60 歳代	30 年 10 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
194	令和 2 年	許可	60 歳代	35 年 2 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
195	令和 2 年	許可	70 歳代	35 年 3 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
196	令和 2 年	許可	50 歳代	30 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
197	令和 2 年	許可しない	70 歳代	30 年 6 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
198	令和 2 年	許可	60 歳代	33 年 9 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
199	令和 2 年	許可	70 歳代	30 年 5 月	殺人		1 人	1 人
200	令和 2 年	許可しない	60 歳代	30 年 5 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	2 人
201	令和 2 年	許可しない	60 歳代	30 年 2 月	強盗致死傷	放火	5 人以上	1 人
202	令和 2 年	許可しない	60 歳代	30 年 6 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
203	令和 2 年	許可しない	70 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
204	令和 2 年	許可しない	70 歳代	36 年 2 月	殺人		2 人	2 人
205	令和 2 年	許可	60 歳代	36 年 6 月	強盗致死傷		1 人	1 人
206	令和 2 年	許可	70 歳代	40 年 11 月	強盗致死傷	放火	5 人以上	1 人
207	令和 2 年	許可しない	70 歳代	31 年 1 月	殺人	殺人	5 人以上	2 人
208	令和 2 年	許可しない	70 歳代	31 年 10 月	殺人	その他	2 人	2 人
209	令和 2 年	許可しない	80 歳代	30 年 11 月	殺人		2 人	2 人
210	令和 2 年	許可しない	80 歳代	31 年 7 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	2 人	2 人
211	令和 2 年	許可しない	80 歳代	43 年 11 月	殺人	その他	2 人	2 人
212	令和 2 年	許可しない	70 歳代	30 年 10 月	殺人	その他	2 人	2 人
213	令和 3 年	許可しない	70 歳代	33 年 11 月	その他	殺人	2 人	0 人
214	令和 3 年	許可しない	60 歳代	32 年 7 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
215	令和 3 年	許可しない	70 歳代	32 年 11 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
216	令和 3 年	許可しない	80 歳代	31 年 9 月	殺人	その他	3 人	3 人以上
217	令和 3 年	許可しない	70 歳代	31 年 9 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人
218	令和 3 年	許可しない	70 歳代	31 年 4 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
219	令和 3 年	許可しない	70 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人

220	令和 3 年	許可しない	70 歳代	30 年 8 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
221	令和 3 年	許可しない	70 歳代	57 年 11 月	殺人	その他	3 人	2 人
222	令和 3 年	許可しない	70 歳代	30 年 10 月	殺人	その他	4 人	2 人
223	令和 3 年	許可しない	70 歳代	55 年 3 月	強盗致死傷		1 人	1 人
224	令和 3 年	許可	70 歳代	32 年 11 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
225	令和 3 年	許可	70 歳代	45 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
226	令和 3 年	許可しない	70 歳代	38 年 1 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
227	令和 3 年	許可しない	60 歳代	30 年 9 月	殺人	その他	2 人	2 人
228	令和 3 年	許可しない	70 歳代	31 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
229	令和 3 年	許可しない	60 歳代	30 年 5 月	強盗致死傷		1 人	1 人
230	令和 3 年	許可	50 歳代	31 年 8 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
231	令和 3 年	許可	60 歳代	32 年 5 月	殺人	強姦・同致死傷	3 人	1 人
232	令和 3 年	許可	80 歳代	35 年 7 月	殺人	放火	4 人	3 人以上
233	令和 3 年	許可しない	60 歳代	32 年 3 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
234	令和 3 年	許可しない	60 歳代	32 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
235	令和 3 年	許可しない	60 歳代	36 年 6 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
236	令和 3 年	許可しない	60 歳代	31 年 10 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
237	令和 3 年	許可しない	70 歳代	31 年 11 月	強盗致死傷		1 人	1 人
238	令和 3 年	許可しない	50 歳代	31 年 8 月	強盗強姦・同致死	殺人	5 人以上	2 人
239	令和 3 年	許可しない	60 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
240	令和 3 年	許可しない	60 歳代	31 年 10 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
241	令和 3 年	許可しない	60 歳代	33 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
242	令和 3 年	許可しない	50 歳代	32 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
243	令和 3 年	許可しない	80 歳代	32 年 0 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
244	令和 3 年	許可しない	80 歳代	31 年 11 月	殺人	強盗致死傷	3 人	2 人
245	令和 3 年	許可しない	80 歳代	37 年 10 月	殺人		3 人	3 人以上
246	令和 3 年	許可しない	60 歳代	37 年 0 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
247	令和 3 年	許可しない	80 歳代	61 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
248	令和 3 年	許可しない	70 歳代	42 年 7 月	強姦・同致死傷	殺人	3 人	2 人
249	令和 3 年	許可しない	70 歳代	41 年 9 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
250	令和 3 年	許可	70 歳代	37 年 10 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
251	令和 3 年	許可しない	60 歳代	42 年 11 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
252	令和 3 年	許可しない	70 歳代	32 年 1 月	強盗強姦・同致死	その他	3 人	1 人
253	令和 3 年	許可しない	70 歳代	32 年 0 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	1 人	1 人

254	令和 3 年	許可しない	70 歳代	30 年 11 月	殺人	その他	1 人	1 人
255	令和 3 年	許可しない	80 歳代	65 年 0 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5 人以上	1 人
256	令和 3 年	許可しない	80 歳代	62 年 8 月	殺人	その他	2 人	2 人
257	令和 3 年	許可しない	70 歳代	50 年 6 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	3 人	1 人
258	令和 3 年	許可しない	70 歳代	32 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
259	令和 3 年	許可しない	70 歳代	47 年 5 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5 人以上	1 人
260	令和 4 年	許可しない	70 歳代	48 年 5 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	3 人	2 人
261	令和 4 年	許可しない	60 歳代	43 年 3 月	強盗致死傷	放火	5 人以上	1 人
262	令和 4 年	許可しない	70 歳代	54 年 9 月	強盗致死傷	殺人	5 人以上	1 人
263	令和 4 年	許可しない	60 歳代	49 年 7 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人
264	令和 4 年	許可しない	70 歳代	46 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	2 人
265	令和 4 年	許可しない	60 歳代	30 年 10 月	強盗致死傷		1 人	1 人
266	令和 4 年	許可しない	60 歳代	31 年 1 月	殺人	放火	4 人	3 人以上
267	令和 4 年	許可しない	60 歳代	40 年 6 月	殺人	放火	2 人	1 人
268	令和 4 年	許可しない	70 歳代	30 年 7 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
269	令和 4 年	許可	70 歳代	30 年 9 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
270	令和 4 年	許可しない	60 歳代	30 年 4 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
271	令和 4 年	許可しない	70 歳代	30 年 4 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
272	令和 4 年	許可しない	60 歳代	30 年 1 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	3 人	1 人
273	令和 4 年	許可しない	70 歳代	30 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
274	令和 4 年	許可しない	60 歳代	30 年 4 月	殺人	その他	2 人	2 人
275	令和 4 年	許可しない	70 歳代	41 年 6 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人
276	令和 4 年	許可	80 歳代	32 年 5 月	強盗致死傷		1 人	1 人
277	令和 4 年	許可しない	70 歳代	41 年 5 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人
278	令和 4 年	許可しない	70 歳代	42 年 10 月	殺人		2 人	2 人
279	令和 4 年	許可しない	60 歳代	31 年 9 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
280	令和 4 年	許可しない	60 歳代	32 年 3 月	殺人	強盗致死傷	5 人以上	1 人
281	令和 4 年	許可しない	70 歳代	43 年 9 月	殺人	その他	2 人	2 人
282	令和 4 年	許可しない	70 歳代	51 年 3 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	5 人以上	1 人
283	令和 4 年	許可しない	80 歳代	32 年 2 月	殺人	放火	5 人以上	1 人
284	令和 4 年	許可しない	60 歳代	32 年 7 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
285	令和 4 年	許可しない	70 歳代	33 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
286	令和 4 年	許可	60 歳代	34 年 4 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
287	令和 4 年	許可しない	70 歳代	31 年 10 月	殺人	その他	1 人	1 人

288	令和 4 年	許可しない	60 歳代	33 年 4 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	3 人	1 人
289	令和 4 年	許可しない	70 歳代	47 年 0 月	強姦・同致死傷	その他	5 人以上	2 人
290	令和 4 年	許可しない	60 歳代	42 年 11 月	強盗致死傷		4 人	2 人
291	令和 4 年	許可しない	60 歳代	41 年 8 月	強盗致死傷		1 人	1 人
292	令和 4 年	許可しない	70 歳代	52 年 2 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
293	令和 4 年	許可しない	60 歳代	30 年 10 月	殺人	その他	2 人	2 人
294	令和 4 年	許可しない	70 歳代	32 年 10 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
295	令和 4 年	許可	80 歳代	63 年 7 月	殺人	その他	2 人	2 人
296	令和 4 年	許可	80 歳代	63 年 9 月	殺人	その他	3 人	1 人
297	令和 5 年	許可	70 歳代	37 年 11 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
298	令和 5 年	許可しない	70 歳代	32 年 0 月	殺人	その他	5 人以上	0 人
299	令和 5 年	許可しない	70 歳代	42 年 11 月	強盗致死傷	殺人	4 人	2 人
300	令和 5 年	許可しない	60 歳代	43 年 9 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
301	令和 5 年	許可しない	70 歳代	43 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
302	令和 5 年	許可しない	60 歳代	43 年 3 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
303	令和 5 年	許可	70 歳代	42 年 1 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	3 人以上
304	令和 5 年	許可しない	70 歳代	41 年 1 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
305	令和 5 年	許可しない	70 歳代	38 年 10 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
306	令和 5 年	許可しない	50 歳代	41 年 8 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	2 人	1 人
307	令和 5 年	許可しない	60 歳代	30 年 4 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
308	令和 5 年	許可しない	60 歳代	30 年 6 月	強盗致死傷	放火	4 人	2 人
309	令和 5 年	許可しない	80 歳代	30 年 7 月	殺人	その他	2 人	2 人
310	令和 5 年	許可しない	60 歳代	31 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
311	令和 5 年	許可しない	60 歳代	32 年 2 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
312	令和 5 年	許可しない	50 歳代	35 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
313	令和 5 年	許可しない	60 歳代	40 年 11 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
314	令和 5 年	許可しない	70 歳代	30 年 10 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
315	令和 5 年	許可しない	60 歳代	40 年 3 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
316	令和 5 年	許可しない	70 歳代	35 年 9 月	殺人	放火	3 人	1 人
317	令和 5 年	許可しない	70 歳代	39 年 10 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	1 人	1 人
318	令和 5 年	許可しない	50 歳代	30 年 10 月	殺人	その他	1 人	1 人
319	令和 5 年	許可しない	60 歳代	30 年 7 月	殺人	その他	1 人	1 人
320	令和 5 年	許可しない	70 歳代	40 年 6 月	殺人	その他	5 人以上	2 人
321	令和 5 年	許可しない	50 歳代	31 年 3 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人

322	令和 5 年	許可しない	70 歳代	42 年 7 月	殺人	その他	3 人	1 人
323	令和 5 年	許可しない	80 歳代	41 年 10 月	殺人	強姦・同致死傷	4 人	2 人
324	令和 5 年	許可しない	60 歳代	31 年 4 月	殺人	その他	2 人	2 人
325	令和 5 年	許可しない	50 歳代	30 年 4 月	殺人	その他	3 人	1 人
326	令和 5 年	許可しない	70 歳代	32 年 6 月	殺人	その他	1 人	1 人
327	令和 5 年	その他	80 歳代	31 年 5 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
328	令和 5 年	許可しない	60 歳代	20 年 6 月	その他		0 人	0 人
329	令和 5 年	許可しない	60 歳代	42 年 0 月	殺人		2 人	2 人
330	令和 5 年	許可しない	70 歳代	43 年 10 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
331	令和 5 年	許可しない	70 歳代	49 年 6 月	殺人	強盗強姦・同致死	1 人	1 人
332	令和 5 年	許可しない	70 歳代	31 年 11 月	殺人		5 人以上	2 人
333	令和 5 年	許可しない	60 歳代	43 年 0 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
334	令和 5 年	許可しない	70 歳代	33 年 4 月	殺人		2 人	2 人
335	令和 5 年	許可しない	70 歳代	32 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
336	令和 5 年	許可しない	70 歳代	33 年 2 月	強盗致死傷	放火	2 人	1 人
337	令和 5 年	許可しない	60 歳代	33 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
338	令和 5 年	許可しない	80 歳代	32 年 9 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
339	令和 5 年	許可しない	70 歳代	32 年 6 月	強盗致死傷	殺人	2 人	2 人
340	令和 5 年	許可しない	80 歳代	32 年 9 月	殺人		4 人	2 人
341	令和 5 年	許可しない	60 歳代	32 年 3 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
342	令和 5 年	許可しない	60 歳代	32 年 2 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
343	令和 5 年	許可	60 歳代	34 年 3 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
344	令和 5 年	許可	60 歳代	37 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
345	令和 5 年	許可しない	80 歳代	33 年 1 月	放火	殺人	3 人	1 人
346	令和 5 年	許可	60 歳代	38 年 3 月	放火	殺人	2 人	1 人
347	令和 5 年	許可しない	70 歳代	38 年 7 月	殺人	その他	1 人	1 人
348	令和 5 年	許可しない	50 歳代	31 年 7 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
349	令和 5 年	許可しない	70 歳代	38 年 10 月	殺人	その他	5 人以上	3 人以上
350	令和 5 年	許可しない	80 歳代	37 年 9 月	殺人	その他	5 人以上	2 人
351	令和 5 年	許可しない	60 歳代	41 年 8 月	殺人	その他	3 人	1 人
352	令和 5 年	許可しない	60 歳代	41 年 9 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	1 人	1 人
353	令和 5 年	許可しない	80 歳代	54 年 10 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5 人以上	1 人
354	令和 5 年	許可しない	70 歳代	45 年 10 月	殺人	その他	3 人	3 人以上
355	令和 5 年	許可しない	70 歳代	32 年 10 月	殺人	その他	3 人	2 人

356	令和 5 年	許可しない	70 歳代	48 年 2 月	殺人		2 人	2 人
357	令和 5 年	許可しない	80 歳代	45 年 10 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	1 人	1 人
358	令和 5 年	許可しない	70 歳代	33 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
359	令和 5 年	許可しない	70 歳代	31 年 11 月	殺人	その他	2 人	1 人
360	令和 5 年	許可しない	80 歳代	44 年 0 月	殺人	強姦・同致死傷	2 人	1 人
361	令和 6 年	許可しない	60 歳代	36 年 7 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
362	令和 6 年	許可しない	60 歳代	36 年 6 月	殺人	その他	5 人以上	2 人
363	令和 6 年	許可しない	50 歳代	38 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
364	令和 6 年	許可しない	70 歳代	38 年 6 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
365	令和 6 年	許可しない	70 歳代	34 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
366	令和 6 年	許可しない	70 歳代	39 年 4 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	3 人	1 人
367	令和 6 年	許可しない	80 歳代	41 年 8 月	殺人		1 人	1 人
368	令和 6 年	許可しない	70 歳代	35 年 6 月	殺人	その他	3 人	3 人以上
369	令和 6 年	許可しない	60 歳代	35 年 4 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
370	令和 6 年	許可しない	70 歳代	52 年 11 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	2 人	1 人
371	令和 6 年	許可しない	70 歳代	31 年 10 月	殺人	その他	3 人	2 人
372	令和 6 年	許可しない	50 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
373	令和 6 年	許可しない	80 歳代	31 年 4 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
374	令和 6 年	許可しない	70 歳代	42 年 7 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	1 人	1 人
375	令和 6 年	許可しない	90 歳代	42 年 2 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	1 人	0 人
376	令和 6 年	許可しない	70 歳代	42 年 3 月	強盗強姦・同致死	強盗致死傷	5 人以上	0 人
377	令和 6 年	許可しない	70 歳代	41 年 11 月	殺人	その他	4 人	3 人以上
378	令和 6 年	許可しない	50 歳代	34 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
379	令和 6 年	許可しない	60 歳代	30 年 2 月	強盗致死傷	放火	3 人	1 人
380	令和 6 年	許可しない	60 歳代	41 年 7 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	1 人	1 人
381	令和 6 年	許可しない	50 歳代	30 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
382	令和 6 年	許可	80 歳代	37 年 4 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
383	令和 6 年	許可しない	60 歳代	32 年 9 月	強盗致死傷		1 人	1 人
384	令和 6 年	許可しない	80 歳代	41 年 9 月	殺人	その他	3 人	2 人
385	令和 6 年	許可しない	80 歳代	37 年 11 月	殺人	強盗強姦・同致死	2 人	1 人
386	令和 6 年	許可しない	70 歳代	30 年 4 月	殺人	その他	2 人	1 人
387	令和 6 年	許可しない	50 歳代	30 年 8 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
388	令和 6 年	許可しない	80 歳代	41 年 11 月	殺人	その他	1 人	1 人
389	令和 6 年	許可しない	50 歳代	39 年 5 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人

390	令和 6 年	許可しない	80 歳代	39 年 11 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
391	令和 6 年	許可しない	80 歳代	31 年 9 月	強盗致死傷		1 人	1 人
392	令和 6 年	許可しない	70 歳代	39 年 4 月	放火	殺人	1 人	1 人
393	令和 6 年	許可しない	70 歳代	38 年 4 月	殺人	その他	1 人	1 人
394	令和 6 年	許可しない	70 歳代	38 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
395	令和 6 年	許可しない	80 歳代	48 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
396	令和 6 年	許可しない	60 歳代	37 年 10 月	殺人	強姦・同致死傷	1 人	1 人
397	令和 6 年	許可しない	70 歳代	31 年 1 月	殺人	その他	1 人	1 人
398	令和 6 年	許可しない	60 歳代	37 年 3 月	強盗致死傷		1 人	1 人
399	令和 6 年	許可しない	70 歳代	31 年 2 月	殺人		1 人	1 人
400	令和 6 年	許可しない	60 歳代	33 年 0 月	殺人		2 人	2 人
401	令和 6 年	許可しない	50 歳代	31 年 7 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
402	令和 6 年	許可	60 歳代	37 年 9 月	強盗致死傷		1 人	1 人
403	令和 6 年	許可しない	70 歳代	31 年 4 月	殺人	その他	5 人以上	1 人
404	令和 6 年	許可しない	80 歳代	41 年 8 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
405	令和 6 年	許可しない	70 歳代	41 年 5 月	強盗致死傷	放火	2 人	1 人
406	令和 6 年	許可しない	70 歳代	46 年 7 月	殺人	その他	4 人	3 人以上
407	令和 6 年	許可しない	60 歳代	47 年 0 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5 人以上	1 人
408	令和 6 年	許可しない	80 歳代	46 年 2 月	殺人	その他	2 人	2 人
409	令和 6 年	許可しない	70 歳代	46 年 4 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
410	令和 6 年	許可しない	80 歳代	41 年 9 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
411	令和 6 年	許可しない	60 歳代	32 年 2 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5 人以上	1 人
412	令和 6 年	許可しない	60 歳代	31 年 9 月	殺人	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人

【備考】

- 「判断結果」欄の「許可」には、仮釈放を許す旨の決定を受けた後、釈放されるまでの間に、懲罰があったなどして当該決定が取り消され、実際には釈放されなかった場合も含まれている。本表以降も同じ。
- 「判断結果」欄の「その他」とは、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして仮釈放許否の判断がなされないまま審理が終結したものを指す。この場合の「判断年」は「終結年」、「判断時年齢」は「終結時年齢」、「判断時在所期間」は「終結時在所期間」と読み替える。本表以降も同じ。
- 「判断時在所期間」については、1か月を30日、1年を365日として計算し、30日に満たない日数を切り捨てて表記している。

- ・ 「主な罪名」欄には、無期刑受刑者が行った犯罪行為のうち、「強盗致死傷」、「強盗強姦・同致死」、「殺人」、「放火」、「強姦・同致死傷」、「その他」の中から主要なものの2つを挙げており、各未遂罪を含む。なお、同一人が同一罪名を複数回犯した場合は1回分のみ記載している。
- ・ 「被害者数」欄については、被害者数が5人以上である場合には、具体的な人数ではなく「5人以上」と表記している。
- ・ 「うち死亡者数」欄については、死亡者数が3人以上である場合には、具体的な人数ではなく「3人以上」と表記している。

(2) 審理年と審理結果等

表2-2 審理年別の許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

審理年	許 可		許可しない		その他		全 体		
	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件 数 (※備考)	比 率	平均在所期間(年)
平成 27 年	11 (35.5%)	31.2	20 (64.5%)	32.4	－ (0.0%)	－	31 (21)	(100.0%)	32.0
平成 28 年	6 (22.2%)	32.3	21 (77.8%)	32.6	－ (0.0%)	－	27 (18)	(100.0%)	32.5
平成 29 年	9 (22.5%)	32.5	31 (77.5%)	32.1	－ (0.0%)	－	40 (30)	(100.0%)	32.2
平成 30 年	11 (27.5%)	31.2	29 (72.5%)	31.9	－ (0.0%)	－	40 (33)	(100.0%)	31.7
令和元年	15 (31.9%)	36.4	32 (68.1%)	32.4	－ (0.0%)	－	47 (34)	(100.0%)	33.7
令和2年	9 (33.3%)	36.4	18 (66.7%)	31.9	－ (0.0%)	－	27 (19)	(100.0%)	33.4
令和3年	6 (12.8%)	35.9	41 (87.2%)	37.4	－ (0.0%)	－	47 (43)	(100.0%)	37.3
令和4年	5 (13.5%)	45.0	32 (86.5%)	38.2	－ (0.0%)	－	37 (33)	(100.0%)	39.1
令和5年	5 (7.8%)	38.0	58 (90.6%)	36.9	1 (1.6%)	31.4	64 (50)	(100.0%)	36.9
令和6年	2 (3.8%)	37.5	50 (96.2%)	37.7	－ (0.0%)	－	52 (40)	(100.0%)	37.7
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (322)	(100.0%)	35.0

【備考】

- 「平均在所期間」については、仮釈放を許された場合、仮釈放を許されなかった場合及び仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡した場合いずれについても、審理が終結した時点を基準として算定している。このため、実際に刑事施設を出た時点における在所期間を記載した表1-1の「①(無期刑新仮釈放者)の平均受刑在所期間」とは数値が異なる。本表以降も同じ。
- 「全体」の「件数」欄の「()」の数値は、全体の件数のうち、更生保護法第35条第1項に基づいて仮釈放審理を開始した件数を示す。

表2-2は、審理終結年別に、仮釈放の審理結果や平均在所期間を見たものです。

審理結果について見ると、平成27年から令和6年までの間に無期刑受刑者に対する仮釈放審理が終結した合計412件のうち、仮釈放を許されたものが79件、許されなかったものが332件、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして仮釈放許否の判断がなされないまま審理が終結したもの(同表の「その他」に該当するもの)が1件でした。

仮釈放を許された無期刑受刑者の審理終結時における平均在所期間は、平成27年には31.2年でしたが、令和6年には37.5年となっています。

(3) 地方委員会別の審理手続の状況

表2-3 地方委員会別の審理手続の状況(平成27年～令和6年)

判断庁	件数	審理 月数 (平均)	審理 月数 (最長)	委員 面接 回数 (平均)	委員 面接 回数 (最大)	複数 委員 面接 (件)	被害者 等調査 (件)	検察官 意見照会 (件)
北海道	13	7.2	12.0	2.1	3	13	0	11
東北	31	10.9	44.9	2.6	6	26	8	30
関東	135	6.8	31.1	2.1	5	125	51	91
中部	26	6.0	19.1	1.9	5	19	4	20
近畿	16	6.4	15.4	1.9	6	14	1	8
中国	117	14.9	37.8	1.4	3	60	39	111
四国	28	10.3	25.0	1.9	3	25	7	27
九州	46	13.9	39.3	1.7	4	33	0	38
総計	412	10.4	44.9	1.8	6	315	110	336

【備考】

- 「審理月数（平均）」及び「委員面接回数（平均）」の「総計」欄は、全国の平均を示す。
- 「審理月数（最長）」及び「委員面接回数（最大）」の「総計」欄は、それぞれ全国における最長及び最大を示す。

表2-3は、仮釈放審理手続の状況について、地方委員会別にまとめたものです。

仮釈放審理手続の状況について見ると、審理月数は、全国平均で10.4月となっています。

また、各地方委員会において平成27年から令和6年までの間に仮釈放審理が終結した合計412件のうち、審理対象者との面接を複数の委員により行ったものは315件、被害者等調査を行ったものは110件、検察官に対して意見を照会したものは336件でした。

(4) 地方委員会別の審理結果等

表2-4 地方委員会別の許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

判断庁	許 可		許可しない		その他		全 体	
	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)
北海道	2 (15.4%)	35.8	11 (84.6%)	38.2	- (0.0%)	-	13 (100.0%)	37.9
東北	2 (6.5%)	40.1	29 (93.5%)	37.6	- (0.0%)	-	31 (100.0%)	37.7
関東	41 (30.4%)	32.5	94 (69.6%)	32.6	- (0.0%)	-	135 (100.0%)	32.6
中部	3 (11.5%)	33.4	23 (88.5%)	35.3	- (0.0%)	-	26 (100.0%)	35.0
近畿	1 (6.3%)	30.4	14 (87.5%)	35.8	1 (6.3%)	31.4	16 (100.0%)	35.2
中国	25 (21.4%)	34.2	92 (78.6%)	34.6	- (0.0%)	-	117 (100.0%)	34.5
四国	1 (3.6%)	37.8	27 (96.4%)	35.7	- (0.0%)	-	28 (100.0%)	35.8
九州	4 (8.7%)	61.1	42 (91.3%)	38.3	- (0.0%)	-	46 (100.0%)	40.3
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-4は、無期刑受刑者に係る仮釈放の審理結果等について、地方委員会別にまとめたものです。

(5) 在所期間と審理結果

表2-5 在所期間と仮釈放許否件数(平成27年～令和6年)

在所期間 (年)	許 可		許可しない		その他		全 体	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
15-20	-	0. 0%	-	0. 0%	-	0. 0%	-	0. 0%
20-25	-	0. 0%	1	0. 3%	-	0. 0%	1	0. 2%
25-30	1	1. 3%	1	0. 3%	-	0. 0%	2	0. 5%
30-35	52	65. 8%	223	67. 2%	1	100. 0%	276	67. 0%
35-40	18	22. 8%	36	10. 8%	-	0. 0%	54	13. 1%
40-45	2	2. 5%	46	13. 9%	-	0. 0%	48	11. 7%
45-50	1	1. 3%	14	4. 2%	-	0. 0%	15	3. 6%
50-55	1	1. 3%	6	1. 8%	-	0. 0%	7	1. 7%
55-60	1	1. 3%	2	0. 6%	-	0. 0%	3	0. 7%
60-	3	3. 8%	3	0. 9%	-	0. 0%	6	1. 5%
総計	79	100. 0%	332	100. 0%	1	100. 0%	412	100. 0%

表2-5は、在所期間別に審理結果を見たものです。

在所期間30年以上35年未満で審理が行われた場合が最も多く276件(67.0%)であり、次いで35年以上40年未満が54件(13.1%)でした。在所期間25年未満で仮釈放審理が行われたのは1件(0.2%)でした。

また、仮釈放を許されたものについて見ると、在所期間30年以上35年未満で審理が行われた場合が最も多く52件(65.8%)であり、在所期間25年未満で仮釈放を許されたものはありませんでした。

(6) 仮釈放審理歴と審理結果等

表2-6 審理歴と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

審理歴 (回)	許 可		許可しない		その他		全 体	
	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)
初	45 (16.2%)	31.5	231 (83.4%)	31.9	1 (0.4%)	31.4	277 (100.0%)	31.9
2	25 (24.5%)	36.3	77 (75.5%)	41.7	- (0.0%)	-	102 (100.0%)	40.3
3	6 (28.6%)	46.0	15 (71.4%)	45.3	- (0.0%)	-	21 (100.0%)	45.5
4	1 (12.5%)	40.9	7 (87.5%)	41.5	- (0.0%)	-	8 (100.0%)	41.5
5	1 (50.0%)	50.5	1 (50.0%)	42.9	- (0.0%)	-	2 (100.0%)	46.7
6	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	48.2	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	48.2
7	1 (100.0%)	61.0	- (0.0%)	-	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	61.0
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-6は、当該仮釈放審理が何回目のものであったのか、その回数(仮釈放審理歴)別に審理結果や平均在所期間を見たものです。

初回の仮釈放審理において仮釈放を許されたものが45件であった一方、初回の仮釈放審理において仮釈放を許されなかつたものが231件ありました。また、最も審理歴が多かったものとしては、7回目の審理で仮釈放を許されたものが1件ありました。

(7) 被害者数と審理結果等

表2-7 被害者数と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

被害者数 (人)	許 可		許可しない		その他		全 体	
	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)
0人	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	20.5	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	20.5
1人	30 (21.6%)	32.9	108 (77.7%)	34.7	1 (0.7%)	31.4	139 (100.0%)	34.3
2人	14 (17.1%)	36.9	68 (82.9%)	35.1	- (0.0%)	-	82 (100.0%)	35.4
3人	9 (16.7%)	35.9	45 (83.3%)	34.9	- (0.0%)	-	54 (100.0%)	35.1
4人	8 (25.0%)	34.6	24 (75.0%)	36.1	- (0.0%)	-	32 (100.0%)	35.7
5人	5 (22.7%)	34.2	17 (77.3%)	35.8	- (0.0%)	-	22 (100.0%)	35.4
6人	- (0.0%)	-	15 (100.0%)	33.0	- (0.0%)	-	15 (100.0%)	33.0
7人	2 (16.7%)	32.8	10 (83.3%)	38.6	- (0.0%)	-	12 (100.0%)	37.6
8人	6 (42.9%)	33.7	8 (57.1%)	32.8	- (0.0%)	-	14 (100.0%)	33.2
9人	1 (16.7%)	56.2	5 (83.3%)	31.5	- (0.0%)	-	6 (100.0%)	35.6
10人以上	4 (11.4%)	37.9	31 (88.6%)	36.9	- (0.0%)	-	35 (100.0%)	37.0
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-7は、被害者の数別に審理結果や平均在所期間を見たものです。

被害者が1人であったもののうち仮釈放を許されたものが30件あった一方、許されなかつたものが108件ありました。また、被害者数が10人以上のもののうち仮釈放を許されたものが4件あった一方、許されなかつたものが31件ありました。

(8) 死亡被害者数と審理結果等

表2-8 死亡被害者数と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

死亡被害者数(人)	許可		許可しない		その他		全体	
	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)
0人	- (0.0%)	-	5 (100.0%)	34.2	- (0.0%)	-	5 (100.0%)	34.2
1人	70 (23.0%)	34.5	234 (76.7%)	35.0	1 (0.3%)	31.4	305 (100.0%)	34.9
2人	5 (7.0%)	39.3	66 (93.0%)	36.1	- (0.0%)	-	71 (100.0%)	36.3
3人以上	4 (12.9%)	35.0	27 (87.1%)	33.8	- (0.0%)	-	31 (100.0%)	34.0
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-8は、死亡した被害者の数別に審理結果や平均在所期間を見たものです。

死亡した被害者の数が1人であったもののうち仮釈放を許されたものが70件あった一方、許されなかつたものが234件ありました。また、死亡した被害者の数が3人以上であったもののうち仮釈放を許されたものが4件あった一方、許されなかつたものが27件ありました。

(9) 検察官意見と審理結果等

表2-9 検察官意見と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

検察官意見	許可		許可しない		その他		全体	
	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)
反対ではない	36 (61.0%)	35.4	23 (39.0%)	34.7	- (0.0%)	-	59 (100.0%)	35.2
反対	37 (13.4%)	34.3	239 (86.3%)	35.2	1 (0.4%)	31.4	277 (100.0%)	35.1
聴取なし	6 (7.9%)	34.4	70 (92.1%)	34.8	- (0.0%)	-	76 (100.0%)	34.8
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-9は、検察官からの仮釈放についての意見の内容別に審理結果や平均在所期間を見たものです。

検察官意見が仮釈放に反対ではなかったものは59件であり、そのうち仮釈放を許されたものは36件(61.0%)、その場合の審理終結時における平均在所期間は35.4年でした。一方、検察官意見が仮釈放に反対であったものは277件であり、そのうち仮釈放を許されたものは37件(13.4%)、その場合の審理終結時における平均在所期間は34.3年でした。

なお、検察官意見を聴取しない場合としては、刑事施設の長が仮釈放を許すべき旨の申出を行うに当たり検察官の意見が既に明らかにされている場合、があります。

(10) 年齢と審理結果等

表2-10 年齢と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

判断時 年齢 (年代)	許 可		許可しない		その他		全 体	
	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)	件数(比率)	平均 在所 期間 (年)
50歳代	16 (27.6%)	31.4	42 (72.4%)	32.2	- (0.0%)	-	58 (100.0%)	32.0
60歳代	29 (21.2%)	33.3	108 (78.8%)	34.0	- (0.0%)	-	137 (100.0%)	33.9
70歳代	19 (12.3%)	35.5	136 (87.7%)	35.8	- (0.0%)	-	155 (100.0%)	35.8
80歳代	15 (24.6%)	40.5	45 (73.8%)	38.0	1 (1.6%)	31.4	61 (100.0%)	38.5
90歳代	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	42.2	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	42.2
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-10は、受刑者の年齢(許否等判断時)別に審理結果や平均在所期間を見たものです。

70歳代であったものが155件と最も多く、そのうち仮釈放を許されたものは19件(12.3%)でした。また、90歳代であったものは1件ありましたが、仮釈放を許されたものはありませんでした。なお、仮釈放を許されたものの平均在所期間を見ると、50歳代であったものは31.4年、60歳代であったものは33.3年、70歳代であったものは35.5年、80歳代であった者は40.5年でした。

(11) 懲罰件数と審理結果等

表2-11 懲罰件数と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

懲罰件数	許可		許可しない		その他		全 体	
	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)
なし	24 (42.1%)	33.0	33 (57.9%)	33.7	- (0.0%)	-	57 (100.0%)	33.4
1-5	45 (21.4%)	34.2	164 (78.1%)	34.8	1 (0.5%)	31.4	210 (100.0%)	34.6
6-10	7 (10.1%)	35.1	62 (89.9%)	34.1	- (0.0%)	-	69 (100.0%)	34.2
11-15	1 (4.5%)	50.5	21 (95.5%)	34.3	- (0.0%)	-	22 (100.0%)	35.0
16-20	2 (9.1%)	62.4	20 (90.9%)	36.0	- (0.0%)	-	22 (100.0%)	38.4
21 以上	- (0.0%)	-	32 (100.0%)	40.0	- (0.0%)	-	32 (100.0%)	40.0
総計	79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

表2-11は、受刑者の刑事施設内で懲罰⁴を受けた件数別に審理結果や平均在所期間を見たものです。

懲罰件数1回から5回であったものが210件と最も多く、そのうち仮釈放を許されたものは45件(21.4%)でした。また、懲罰件数がなしのものは57件であり、そのうち仮釈放を許されたものは24件(42.1%)でした。一方、懲罰件数が21回以上であったものは32件であり、そのうち仮釈放を許されたものはありませんでした。

⁴ 懲罰とは、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、これを害する行為をした被収容者に対して、制裁として一定の不利益を科すことにより、その被収容者及び他の被収容者による規律及び秩序に違反する行為の発生を防止しようとする懲戒罰であり、刑罰とは異なるものである。

(12) 主な罪名と審理結果等

表2-12 主な罪名と許否件数・平均在所期間(平成27年～令和6年)

主な罪名1	主な罪名2	許 可		許可しない		その他		全 体	
		件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)	件数(比率)	平均在所期間(年)
強姦・ 同致死傷	殺人	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	42.6	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	42.6
同致死傷	その他	－ (0.0%)	－	2 (100.0%)	43.1	－ (0.0%)	－	2 (100.0%)	43.1
強姦・同致死傷 小計		－ (0.0%)	－	3 (100.0%)	42.9	－ (0.0%)	－	3 (100.0%)	42.9
強盗強姦・ 同致死	殺人	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	31.7	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	31.7
	強姦・同致死傷	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	30.5	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	30.5
	強盗致死傷	1 (7.7%)	36.6	12 (92.3%)	37.4	－ (0.0%)	－	13 (100.0%)	37.3
	その他	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	32.1	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	32.1
	(強盗強姦・同致死のみ)	1 (100.0%)	33.1	－ (0.0%)	－	－ (0.0%)	－	1 (100.0%)	33.1
強盗強姦・同致死 小計		2 (11.8%)	34.9	15 (88.2%)	36.2	－ (0.0%)	－	17 (100.0%)	36.0
強盗致死傷	殺人	1 (12.5%)	35.1	7 (87.5%)	36.6	－ (0.0%)	－	8 (100.0%)	36.4
	強姦・同致死傷	－ (0.0%)	－	6 (100.0%)	34.8	－ (0.0%)	－	6 (100.0%)	34.8
	強盗強姦・同致死	－ (0.0%)	－	13 (100.0%)	44.7	－ (0.0%)	－	13 (100.0%)	44.7
	放火	2 (18.2%)	38.1	9 (81.8%)	34.3	－ (0.0%)	－	11 (100.0%)	35.0
	その他	38 (26.6%)	34.1	104 (72.7%)	33.8	1 (0.7%)	31.4	143 (100.0%)	33.9
	(強盗致死傷のみ)	14 (25.0%)	34.5	42 (75.0%)	35.0	－ (0.0%)	－	56 (100.0%)	34.9
強盗致死傷 小計		55 (23.2%)	34.4	181 (76.4%)	.35.0	1 (0.4%)	31.4	237 (100.0%)	34.9

殺人	強姦・同致死傷	2 (9.1%)	31.3	20 (90.9%)	37.0	- (0.0%)	-	22 (100.0%)	36.4
	強盗強姦・同致死	- (0.0%)	-	3 (100.0%)	39.4	- (0.0%)	-	3 (100.0%)	39.4
	強盗致死傷	- (0.0%)	-	2 (100.0%)	32.1	- (0.0%)	-	2 (100.0%)	32.1
	放火	5 (26.3%)	33.0	14 (73.7%)	32.4	- (0.0%)	-	19 (100.0%)	32.6
	その他	7 (9.2%)	44.1	69 (90.8%)	35.0	- (0.0%)	-	76 (100.0%)	35.8
	(殺人のみ)	7 (26.9%)	30.8	19 (73.1%)	34.6	- (0.0%)	-	26 (100.0%)	33.6
殺人 小計		21 (14.2%)	35.8	127 (85.8%)	35.0	- (0.0%)	-	148 (100.0%)	35.1
放火	殺人	1 (33.3%)	38.3	2 (66.7%)	36.2	- (0.0%)	-	3 (100.0%)	36.9
	強姦・同致死傷	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	31.2	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	31.2
	その他	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	31.7	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	31.7
放火 小計		1 (20.0%)	38.3	4 (80.0%)	33.8	- (0.0%)	-	5 (100.0%)	34.7
その他	殺人	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	33.9	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	33.9
	(その他のみ)	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	20.5	- (0.0%)	-	1 (100.0%)	20.5
その他 小計		- (0.0%)	-	2 (100.0%)	27.2	- (0.0%)	-	2 (100.0%)	27.2
総計		79 (19.2%)	34.8	332 (80.6%)	35.1	1 (0.2%)	31.4	412 (100.0%)	35.0

【備考】

- 「主な罪名」については、罪名が2つ以上ある場合は、法定刑の軽重に従い、その重いものから2つを指している。

表2-12は、主な罪名別の審理結果や平均在所期間を見たものです。

主な罪名が強盗致死傷であるものが237件と最も多く、そのうち仮釈放を許されたものは55件(23.2%)でした。